

# 役員等報酬および費用弁償に関する規程

社会福祉法人それいゆ

## (目的・定義)

第1条 この規程は、社会福祉法人それいゆ(以下「法人」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」と評議員選任・解任委員会委員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

2 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (報酬)

第2条 役員等および評議員選任・解任委員会委員について、報酬は無しとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等の内の外部の者(以下「外部の役員等」と評議員選任・解任委員会のうちの外部委員(以下「外部委員」)の費用弁償に関して、次の様に定める。

2 理事会、評議員会またはその他の会議等に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。費用弁償額は、当該役員等および外部委員の居住地により判断し、別表に基づき現金で支給する。

3 上記において参加費、交通費等が必要な場合は、理事長が判断し支給する。

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

この規定は 平成29年4月1日より改変・施行する。

別表	
居住地～旅行先	金額(1回あたり)
大牟田市内	3000円
みやま、柳川、荒尾等	4000円
久留米、熊本等	5000円
福岡等	8000円
北九州等	10000円